

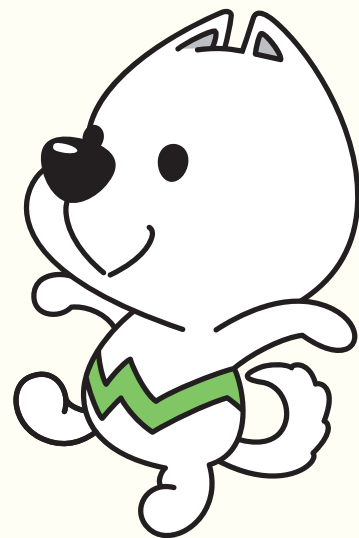
わ か やま けん り つ
和歌山県立

もん じょ かん
文書館

って

どんなところ？

わ か やま けん り つ
和歌山県立
としょ かん おな たてもの
図書館と同じ建物の
かい
2階にあるよ！



たてもの いりぐち
建物入口



えつらん しつ
閲覧室

もく じ 目次

わ か やま けん り つ
和歌山県立
もん じょ かん
文書館とは？
… 2 ページ

こ もん じょ
古文書を
よ
読んでみよう！
… 4 ページ

こう ぶん しょ
公文書を
よ
読んでみよう！
… 6 ページ

り よう あん ない
利用案内
… 8 ページ

〒641-0051 和歌山市西高松一丁目7-38 きのくに志学館 2階

TEL : 073-436-9540 FAX : 073-436-9541

ホームページ <https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>



1 えつらんしつ 閲覧室

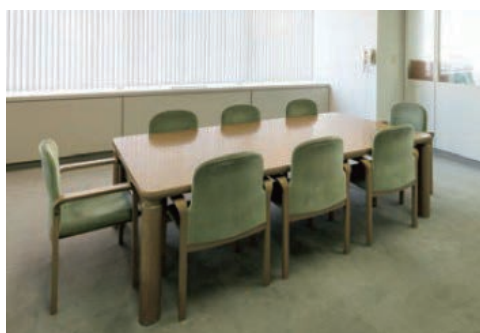
展示ケースでは、古文書などの
原本とその解説を展示してい
ます。

本棚には和歌山にかかわる本が
あり、誰でも読むことができま
す。収蔵庫にある資料は、受付で
申し込むことで見たり、コピーし
たりすることができます。



2 とくべつ えつらんしつ 特別閲覧室

古文書の原本（本物）を見る
ときに使います。



3 いりぐちまえつうろ 入口前通路

壁には文書館にある古文書や
公文書などの写真と解説をのせ
たパネルを展示しています。

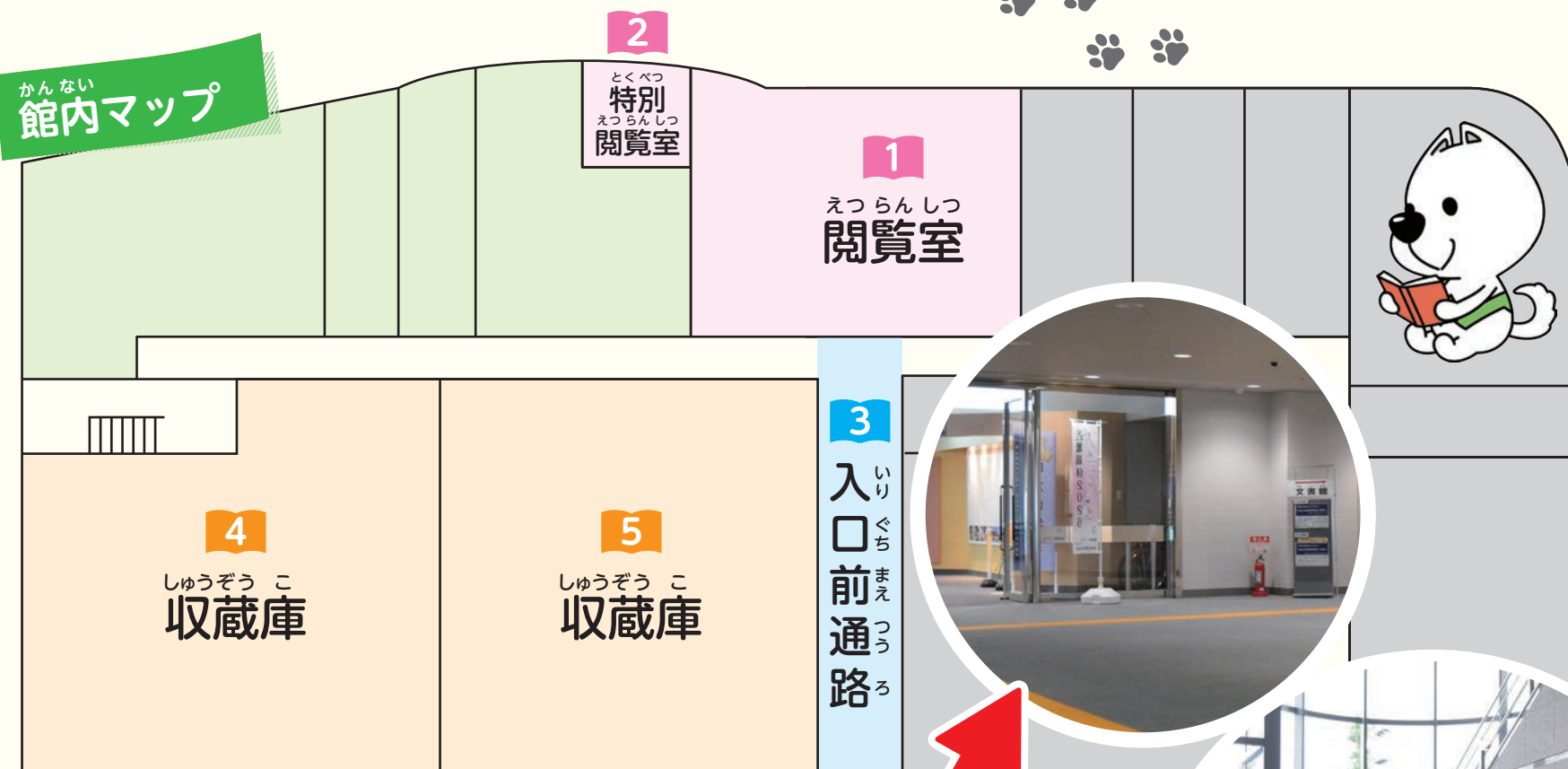


わ か やま けん り つ もん じょ かん 和歌山県立文書館とは？

和歌山県内の地域の歴史がわかる古文書や、和歌山県庁の
文書、和歌山県や和歌山県内の市町村が出した本である行政
らの大切なものを未来へ伝えるとともに、整理・公開してみ



もんじょかん たんけん
文書館を探検
してみよう！



4 しゅうぞう こ 収蔵庫

和歌山県庁で作った永久保存
の公文書や、歴史的価値のある
公文書、和歌山県内の行政刊行
物などを集めて、大切に保存し
ています。

たくさんの文書を置けるように、
本棚は動くようになっています。



5 しゅうぞう こ 収蔵庫

和歌山県内の各地から集めた
り預かったりした古文書を大切
に保存しています。



チェック！

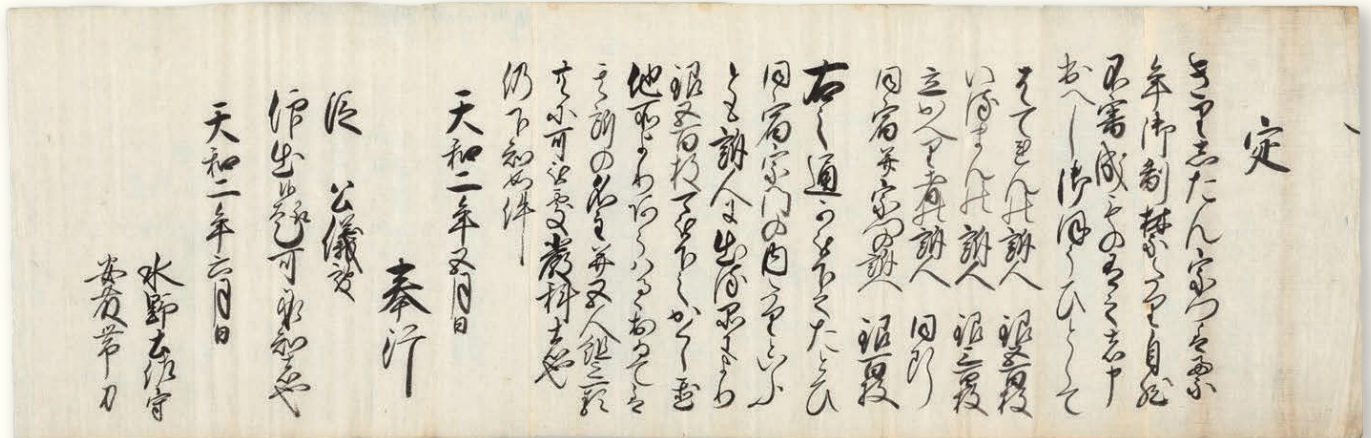


収蔵庫は、資料にカビや
虫食いができないように
するために、温度・湿度
を管理しています。
※職員以外は入ることができ
ません。

としょかん たてもの
図書館の建物の
2階の奥に進むと
文書館があります。



こもんじょ よ 古文書を読んでみよう！



和歌山県立文書館所蔵 「大川浦文書Ⅰ」 整理番号 4 「定（キリシタン邪宗門禁令）」

うえ しゃしん わ か やまけんりつもんじょかん え ど じ だい こもんじょ
上の写真は、和歌山県立文書館にある江戸時代の古文書です。

こもんじょ み
古文書を見て、
きづ なに
気付いたことは何かな？



も じ
文字がつながっていて
よ
読みにくいね

このような文字を「くずし字」と言います。そして、くずし字を多くの人が読めるようにしたのが、「翻刻」です。下の翻刻には、何が書かれているのでしょうか？

きりしたん宗門は累
年御制禁たり、自然
不審成もの有之者申
出へし、御ほうひとして
はてれんの訴人 銀五百枚
いるまんの訴人 銀三百枚
立かへり者の訴人 同断
同宿并宗門の訴人 銀百枚
右之通可被下之、たとひ
同宿宗門の内たりといふ
とも、訴人に出る品により、
銀五百枚可被下之、かくし置、
他所よりあらはるゝおゐては、
其所の名主并五人組迄一類
共に可被処嚴科者也
仍下知如件
天和二年五月日
奉行
從 公儀被
仰出候趣可承知者也
天和二年六月日
水野土佐守
安藤帯刀



も じ よ こと ば むずか い み
文字は読めるけど、言葉が難しくて意味がわからないよ

いま こと ば 今の言葉にするとどうなる？

いま み こと ば なお
意味をわかりやすくするために、今の言葉に直してみました。

定

キリスト教は長年禁止されている。もし不審な者がいれば
申し出よ。ごほうびとして、

・バテレン（宣教師）を密告した者に銀五百枚

・イルマン（修道士）を密告した者に銀三百枚

・再びキリスト教信者になった者を密告した者に銀三百枚

・布教を補助する者や一般信者を密告した者に銀百枚

右のとおりに与える。たとえば布教を補助する者や信者で

あっても、申し出た内容によっては銀五百枚を与える。

（信者を）匿い、そのことが他所からばれた場合は、その

地の名主及び五人組まで一族ともに厳しく処罰する。命令

は以上のとおりである。

天和二年（1682）五月日

奉行

公儀（幕府）から命じられたので知っておくべきこと。

天和二年（1682）六月日

水野土佐守

安藤帯刀



え ど じ だい しや かい
江戸時代の社会はどんな
ようすだったのだろうか？

こ もん じょ か
この古文書に書かれて
いるのはどんなことかな？

こ もん じょ この古文書からわかること

① え ど じ だい きよう きん し 江戸時代にはキリスト教が禁止されていた

この古文書は、今の和歌山市の加太地区で、江戸幕府の命令にしたがって紀州藩が出したキリスト教を禁止する命令です。信者を見つけて密告すると賞金もらえて、信者を助けると周りの人まで罰するとしています。

② こ もん じょ むかし しや かい く 古文書から昔の社会や暮らしがわかる

和歌山県立文書館では、このような和歌山にかかわる古文書を大事に保存しています。古文書は難しく感じますが、読むと昔の人々の暮らしや社会のことがわかる大切な資料です。

こうぶんしょ 公文書を読んでみよう！

これは、和歌山県の職員が作った公文書です。

1-102-
100 同 送

Q2

施行上の注意事項

押印審査

浄書

校合

起案
昭和 49 年 12 月 9 日

決裁
昭和 49 年 12 月 12 日

施行
昭和 年 月 日

提案者
総務学事課

職氏名
主査 岩田 整

知事
副知事
出納長

部長
次長
課長
主幹
幹事
班長
係長

知事
副知事
出納長
部長
次長
課長
主幹
幹事
班長
係長

Q1

Q3

伺い

来たる12月14日(土)挙行されますトルコ軍艦エン・グビル号遭難85周年追悼祭およびトルコ記念館竣工式の知事祭文および祝辞別紙等のとおりでよろしいか伺います。

なお、前日(12月13日)串本町海月で行われるVセブシヨンの知事挨拶文(別紙)についても別紙のとおりでよろしいか併せて伺います。

和歌山県公文書 整理番号D2023-0005-1263 「トルコ慰霊祭関係」



つぎ こうぶんしょ なに かん
次のページでこの公文書から何がわかるか、考えてみよう！

① 知る

公文書とは？

くに と どう ふ けん し ちようそん やくしよ つく う と ぶんしよ なか
国や都道府県、市町村などの役所が作ったり、受け取ったりした文書やパソコンの中にあるデータなどの記録を公文書といいます。

ひだり しゃしん わ か やま けんちよう こう ぶんしよ けんちよう もの ごと き
左の写真は和歌山県庁の公文書です。県庁で物事を決めるときは、仕事
の担当者が「〇〇してよいか。」と上司などにたずねる文書を作り、
それを認めた上司たちがハンコやサインをして、最後に最も役職の高い
ひとがハンコやサインをして決定します。2023(令和5)年度から、この
て つづ おこな
手続はほとんどパソコンで行うことになりました。



② 読み解く

この公文書から何がわかるかな？

この公文書からは、次のことがわかります。



Q1 この公文書における仕事の担当者は誰だろう？

A1 仕事の担当者は、総務学事課という組織にいた主査の岩田さんです。



Q2 この公文書で仕事を最終決定した上司は誰だろう？

A2 昭和49年(1974)12月12日に知事の大橋さんが最終決定しています。
他にも、ハンコやサインをした人たちがこの内容を認めています。



Q3 この公文書で決めたのは、どんな仕事だろう？

A3 明治時代に今の串本町で沈没したエルトゥール号（エルトグルル号）
の遭難事件の85周年の追悼祭で知事が発表する文章を決めています。

③ 考える

なぜこのような公文書を保存しているのかな？



これらの公文書は、和歌山県の仕事が行われていることを示す
証拠です。和歌山県の仕事が行われていることを説明する責任を
果たし、人々が和歌山県の仕事を知って正しく評価できるようにするため
に、和歌山県立文書館では和歌山県の公文書を大切に保存しています。

なぜ古文書や公文書などを集めて、保存・整理して、活用する文書館が必要なのでしょうか？
あなたの考えを書いてみましょう。



利用案内

開館時間

火曜日～金曜日 午前10時～午後6時
土曜日・日曜日 午前10時～午後5時
祝日・振替休日 午前10時～午後5時

休館日

月曜日（祝日の場合は、その翌平日）
年末年始（12月29日～1月3日）
館内整理日 1月4日（1月4日が月曜日の
時は1月5日）、2月～12月
の第2木曜日（祝日と重なる場
合は、その翌日）
特別整理期間 10日間・年1回

交通案内

公共交通 JR和歌山駅または南海電鉄和歌山市駅から和歌
山バス乗車約20分、高松バス停下車徒歩約3分
駐車場 77台（3台は身体障害者用）

※駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

